

掛川市規則第13号

掛川市健康ふれあい館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市健康ふれあい館条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市健康ふれあい館条例施行規則（平成17年掛川市規則第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第11条」に改める。

第2条第1項中「第11条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「第11条第1項」を「第9条第1項」に、「様式第4号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「第11条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「第11条第2項」を「第9条第2項」に、「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同条を第6条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第3号までを削る。

様式第4号中「第7条関係」を「第5条関係」に、「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第5号中「第8条関係」を「第6条関係」に、「第11条第2項」を「第9条第2項」に、「第8条の」を「第6条の」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。